船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)(附則第二十七条関係)

4 (略)	する振替社債等を含む。)をもつて代えることができる。する法律 (平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第	3 前項の供託金は、	第十七条 (略)	(設立の認可)	
	含む。) を	5、内閣府令			改
	もつて出	で定める			正
	てえること 第百	る有価証券			案
	する振替社債等を含む。) をもつて代えることができる。する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第百二十九条第一項に規定	内閣府令で定める有価証券 (社債等の振替に関			
4 (略)	がで	3 2	第十七	(±Д	
(略)	ができる。	前項の供託金は、(略)	第十七条 (略)	設立の認可)	
		内閣府令で定める			現
		内閣府令で定める有価証券をもつて代えること			行